

## 資料 2

### 「委員外議員の発言」と「議長の委員会への出席」について

#### 1. 「委員外議員の発言」について

「委員外議員の発言」は会議規則で認められていますが、奈良県議会会議規則は標準都道府県議会会議規則と異なり、「委員でない議員が委員会に対して発言を求める場合」を認めていません。

標準都道府県議会会議規則(※)	奈良県議会会議規則
(委員外議員の発言) 第六十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 <u>委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。</u>	(委員外議員の発言) 第五十九条の二 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(※) 全国都道府県議会議長会が中心となり、自治省、議会関係者、学識経験者により作成された標準的な会議規則の案

#### 2 「議長の委員会への出席」について

「議長の委員会への出席」は地方自治法で認められ、議長はすべての委員会へ出席することができ、委員長はこれを拒否することはできません。

地 方 自 治 法
(議長の委員会への出席) 第一百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。